

旭市イメージアップキャラクターデザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭市イメージアップキャラクター（以下「キャラクター」という。）のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) デザイン キャラクターの基本デザイン（別図）及びその展開デザインをいう。

(2) 物品 デザインを使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるものをいう。

(使用の申請)

第3条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、キャラクターデザイン使用申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りでない。

(1) 学校等が教育の目的で使用するとき。

(2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(3) その他市長が使用を適当と認めたとき。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請を承認するときは、キャラクターデザイン使用承認通知書（第2号様式）により通知をし、承認しないときは、キャラクターデザイン使用不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、使用承認に際し必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用を承認しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反する使用と認められるとき。

(2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用すると認められるとき。

(3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。

(4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用すると認められるとき。

(5) 市の品位を傷つける使用と認められるとき。

(6) 第8条に規定する事項を遵守しないと認められるとき。

(7) 市長が不適当な使用であると認めるとき。

(使用料)

第6条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 デザインの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) デザインのイメージを損なう使用、展開又は応用をしないこと。
- (4) デザインを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 原則として物品には、デザインの名称及び使用承認通知書に記載の使用承認番号(以下「承認番号」という。)を付すこと。ただし、物品の形状等から付記が困難な場合は、承認番号については、市長の承認を得て省略することができる。
- (7) 物品は、完成後、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、物品の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、物品の提出に代えることができる。

(使用内容の変更)

第8条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめキャラクターデザイン使用内容変更申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、キャラクターデザイン使用内容変更承認通知書(第5号様式)により通知をし、承認しないときは、キャラクターデザイン使用内容変更不承認通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対しキャラクターデザイン使用承認取消通知書(第7号様式)により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以後、当該承認に係る物品を使用してはならない。
- 4 市長は、承認を取り消したことにより生じた損害について、賠償する責任

を一切負わない。

(責任の制限)

第10条 使用者は、デザインの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処し、損害賠償その他法律上の一切の責任を負うものとする。

2 使用者は、デザインの使用に起因する問題により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、デザインの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年2月21日から施行する。